**2020年度新歓規約**

1. 総則
   1. 新歓の定義

新歓とは、東京理科大学学友会常任委員会(以下学友会常任委員会)、東京理科大学Ⅰ部体育局(以下Ⅰ部体育局)及び東京理科大学Ⅱ部体育会(以下Ⅱ部体育会)が認めた新入生を歓迎する活動全般を指す。

* 1. 新歓の目的

新歓は、新入生の学生生活がより充実したものとなるよう、秩序をもってサークル活動・部活動等の課外活動を新入生に紹介することを目的とする。

* 1. 課外活動ガイダンスの定義

課外活動ガイダンスとは、第2条に定める新歓の目的を達成するため、学友会常任委員会・Ⅰ部体育局・Ⅱ部体育会によって設けられる場を指す。

1. 新歓運営本部
2. 新歓運営本部の目的

新歓運営本部は、第2条に定める新歓の目的に則り、新歓がより充実したものになるよう企画及び運営を行うことを目的とする。

1. 新歓運営本部の構成

新歓運営本部は、新歓運営本部長(以下新歓本部長)、学友会常任委員会、Ⅰ部体育局、Ⅱ部体育会及び学友会常任委員会が認めた有志によって構成される。

1. 新歓運営本部長の選出

新歓運営本部長（以下本部長）は学友会常任委員会、Ⅰ部体育局、Ⅱ部体育会の構成員から之を1名選出する。

1. 本部長の権限

本部長は以下の権限を有する。

1. 新歓運営本部構成員の任命及び解任
2. 新歓運営本部構成員への役職の任命及び解任
3. 課外活動ガイダンス当日における新歓参加団体のブース撤去最終決定
4. 新歓運営本部の権限

新歓運営本部は以下の権限を有する。

本部長の解任

1. 新歓ポイントの付与及び管理
2. 特別な事情のある団体への新歓参加許可ならびに権利付与
3. 新歓参加団体への警告・注意および罰則の適用
4. 新歓参加団体への一部権利剥奪
5. 新歓参加登録後における団体の新歓参加取り消し
6. 有志の権限

有志は、新歓の運営において学友会常任委員と同等の権利を有する。

1. 新歓運営本部構成員の任期

新歓運営本部構成員の任期は、次年度の新歓本部長が選出されるまでとする。

1. 新歓参加団体
2. 参加資格

　新歓参加資格は、以下の要件のすべてに該当する団体に与えられる。

1. 東京理科大学学友会(以下学友会)、Ⅰ部体育局及びⅡ部体育会のいずれかに所属している。
2. 上記の所属組織に新歓参加を認められている。

ただし、特別な事情のある団体は、学友会常任委員会、Ⅰ部体育局及びⅡ部体育会すべての合意のもと新歓参加を許可する場合がある。

1. 参加方法

第11条に定めた参加資格を有している団体は、新歓運営本部が指定する期間内に参加の手続きを完了することで、新歓運営本部に新歓参加団体として認められる。

1. 新歓参加団体の構成

新歓参加団体の構成員は、新歓責任者(1名)、新歓副責任者(1名)及び当該団体の有志によって構成される。

1. 新歓参加団体構成員の役割

　新歓参加団体の新歓責任者、新歓副責任者及び構成員は以下の責任を負う。

1. 新歓責任者は、当該団体内で新歓において起きた事故・問題等を把握し、必要に応じて然るべき処置をとる。また、新歓会議に参加し、会議の内容を当該団体の構成員に周知する。
2. 新歓副責任者は、新歓責任者の補佐をし、新歓責任者が不在の場合はその代理を務める。
3. 新歓参加団体構成員は、新歓の円滑な運営に協力する。
4. 権利

新歓参加団体は、以下の権利を有する。また第5章に定める新歓ポイント制度に従い、点数に応じて追加の権利を得ることができる。

1. 所定の期間内において神楽坂キャンパス内の指定された場所での新歓を行うことができる。
2. 課外活動ガイダンスにおいて団体紹介のためのブースを設置することができる。
3. 課外活動ガイダンスにおいて4名の勧誘員を配置することができる。
4. 新歓運営本部が指定した枚数だけ新歓運営本部が許可した新歓に関する掲示物(以下掲示物)を掲示することができる。ただし、掲示物とは、新歓参加団体が第2条に定めた新歓の目的に沿って新歓運営本部が指定する期間に神楽坂キャンパスの区域に掲示するポスター等である。また、掲示物の管理及び撤去は各新歓参加団体が行う。また、掲示物の認可及び監督は新歓運営本部が行う。
5. 義務

　新歓参加団体は以下の義務を負う。

1. 新歓参加者名簿を新歓運営本部が指定する提出先に期限内に提出する。
2. 新歓参加者名簿に変更が生じた場合速やかに新歓運営本部に報告する。
3. 新歓責任者又はそれに準じる者は、原則すべての新歓会議に出席する。
4. 新歓の円滑な運営に協力する。
5. 補助役員・補助団体
   * + 1. 補助役員とは、課外活動ガイダンスにおいて新歓運営本部の指示に従い運営の補助を行う義務を負う者を指す。
       2. 補助団体とは、新歓参加団体のうち、第12条に定める義務に加えて、当該団体の構成員から、1名以上の補助役員を選出する義務を負う団体を指す。
6. 新歓会議
7. 新歓会議の定義

新歓会議とは、新歓を円滑に運営するために新歓における決定事項やその他の事柄を周知することを目的とした、新歓運営本部が新歓参加団体を招集する会議を指す。

1. 新歓ポイント制度
2. 新歓ポイントの定義

新歓ポイントとは、2020年度新歓ポイント制度細則(以下新歓ポイント制度細則)によって定める点数を指し、新歓参加団体は保有する点数に応じて新歓における追加の権利を得ることができる。

1. 新歓ポイント制度細則への同意

　本規約に同意する団体は、同時に新歓ポイント制度細則に同意するものとする。

1. 新歓ポイントの管理

　新歓ポイントの管理は、新歓運営本部によってのみ行われる。

1. 2020年度新歓に対する罰則
2. 罰則の定義

罰則とは、新歓参加団体の行為が新歓の妨げになると新歓運営本部が判断した場合、その程度に応じて新歓運営本部が当該団体に適用する処置を指す。

1. 罰則の適用

新歓参加団体の行為が、以下の通り新歓運営上の妨げになると新歓運営本部が判断した場合、当該団体に警告・注意・罰則処分を行う。

1. 新歓参加団体の行為が過度に悪質であると判断された場合。
2. 第16条に定めた義務を著しく怠ったと判断された場合。

なお、罰則は、決定した7日以内に当該団体へ通告し処分を行う。

1. 罰則の報告

新歓において、新歓参加団体が第22条に記した罰則処分を適用された場合、当該団体に処分を適用した新歓運営本部を構成するいずれかの団体はそれを新歓本部長及び新歓運営本部へ報告する義務を負う。

1. 次年度新歓に対する罰則
2. 罰則の定義

次年度新歓に対する罰則とは、新歓本部長及び新歓運営本部が課外活動ガイダンスにおいて本規約等に明確に違反している団体の次年度の新歓ポイントに対して、その程度に応じて適用する処置を指す。

1. 対象となる行為と次年度の新歓ポイントの減点

対象となる行為と対象となる行為に応じた次年度の新歓ポイントの減点点数は、新歓ポイント制度細則によって定める。

1. 規約の齟齬
2. 規約の齟齬

以下の規約と本規約の内容に齟齬が生じた場合、本規約の該当部分は、以下の規約に従うものとする。

1. 東京理科大学学友会規約
2. 東京理科大学Ⅰ部体育局規約
3. 東京理科大学Ⅱ部体育会会則
4. 附則
5. 附則

　本規約は、2019年11月26日(火)より施行される。